

土曜共同保育の実施について

概要

- ・土曜共同保育は、国通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」により実施可能とされている。
- ・土曜日の利用児童数が少ない場合について、保育士の勤務環境改善等に資するため、土曜共同保育（土曜日に近隣の保育施設が連携して1か所の保育施設で共同保育を実施すること）の実施の手順等を定める要綱を制定することとした。
- ・土曜共同保育を安全・安心かつ適切に実施するため、本分科会においてご審議を頂くもの。

土曜共同保育とは



預かる子どもが1人であったとしても、保育士を最低2人配置しなければならない。
 ※保育士の配置特例を適用する場合、うち1人は子育て支援員研修修了者等でも可

1か所の保育施設で共同保育を実施することにより、必要となる保育士数を減らすことができ、保育士が休暇を取りやすくなる。

留意点

- ・保育の安全性の確保（日常保育の状況等の共有、職員配置に関する取り決め、アレルギー対応）
- ・保護者の負担（普段の保育所と異なる場所への送迎、費用負担）
- ・有事の際の体制（事故発生時の責任の所在、傷害保険等の状況、連絡・指揮命令系統、非常災害時の対応） など

本市の対応方針（案）

- ・保育の質を確保した上で土曜共同保育を適切に実施するため、「川口市土曜共同保育実施要綱」（資料3-2）を策定し、各事業者に周知を行う。
- ・土曜共同保育の開始前に市と協議を行い、実施体制を確認する。